

山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領</p> <p>第1～第11 (略)</p> <p>附則1～3 (略)</p> <p>附 則 1 この要領は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成22年2月8日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。</p>	<p>山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領</p> <p>第1～第11 (略)</p> <p>附則1～3 (略)</p> <p>附 則 1 この要領は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成22年2月8日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。</p>

<p>別紙1 (略)</p> <p>別紙2 評価調査員養成研修の実施について</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 名簿の取扱いについて 知事又は指定研修機関の長は、研修修了者に対し、修了証明書を交付するとともに、研修修了者について、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。</p> <p>第5 (略)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>1 この要領は、令和6年3月6日から施行する。</u></p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別紙2 評価調査員養成研修の実施について</p> <p>第1及び第3 (略)</p> <p>第4 名簿の取扱いについて 知事又は指定研修機関の長は、研修修了者に対し、<u>修了証書</u>を交付するとともに、研修修了者について、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。</p> <p>第5 (略)</p> <p><u>第6 指定の申請について</u> <u>指定研修機関の指定を受けようとする者は、知事に対し、「山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定申請書」(様式1)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して知事に申請を行うものとする。</u></p>
--	---

- (1) 申請者の定款・寄附行為等及び法人登記簿の謄本（過去3か月以内のもの）
- (2) 研修の実施にあたり必要な事項を定めた実施要領等
- (3) 倫理規程（守秘義務に関する規程を含むもの）
- (4) 申請者の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- (5) 申請者の当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) その他必要と認められる書類

第7 指定の通知及び審査結果の通知について

知事は第6の申請内容について審査した結果、指定研修機関として指定する場合には、「山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定通知書」（様式2）を申請者に交付するものとし、指定研修機関として指定しない場合には、理由を付して「山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定審査結果通知書」（様式3）により通知するものとする。

2 知事は、指定研修機関を指定したときは、当該機関の名称、連絡先、第6により提出を受けた実施要領等の情報を外部評価機関に周知するものとする。

第8 変更の届出について

指定研修機関は、第6に規定する申請書に記載した事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ、「山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定に係る変更

届出書」(様式4)により知事に届け出なければならない。

第9 廃止の届出について

指定研修機関は、研修事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに「山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定廃止届出書」(様式5)により廃止の理由を付して知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の廃止届出書を受理した場合は、当該機関の名称及び廃止時期を外部評価機関に周知するものとする。

第10 研修の実施について

指定研修機関は、外部評価機関の選定を受けている法人又は新たに選定を受けようとする法人からの依頼に基づき研修を実施するものとする。

2 研修に要する費用は、前項に掲げる法人が指定研修機関に直接支払うものとする。

第11 修了証の交付について

指定研修機関は、修了すべき課程のすべてを修了した者に限り、修了証書を交付するものとする。

第12 修了者名簿の提出について

指定研修機関は、知事に対し、研修終了後、速やかに「山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修修了者名簿」(様式6)

を提出するものとする。

第13 研修報告書の提出について

指定研修機関は、知事に対し、研修終了後2月以内に、「山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修に係る研修実績報告書」(様式7)及びそれに係る添付書類を提出するものとする。

第14 指定の取消しについて

知事は、指定研修機関が、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (2) 知事が、研修事務の適正な実施の確保のために、指定研修機関に対し行う必要な指示に反したとき。
- (3) 第5(2)の要件を満たすことができなくなると認められるとき。

第15 その他

研修事務の実施に関して知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更、その他必要な指示を行った場合は、当該指示に従うものとする。

(別添)

1 評価調査員養成研修 (評価調査員が履修すべきカリキュラム)		
講義	内容	時間(分)
(1) 高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解	①地域での高齢者の暮らし ②認知症をもたらす病気 ③認知症の人の特徴とたどる経過 ④これからの高齢者及び認知症の人の介護	講義 100分 演習 20分
(2) 認知症対応型共同生活介護の基本的理解	①歴史 ②特徴と役割 ③制度の理解 ④現状と課題	講義 180分 演習 60分
(3) サービス評価の必要性と目的	①サービス評価の目的 ②サービス評価の位置づけ ③サービスの質の確保	講義 90分 演習 30分
(4) サービス評価の流れと手続き	①サービス評価の進め方 ②評価項目の内容と理解 ③訪問調査の具体的な手法	講義 200分 演習 40分
(5) 訪問調査実習	①実地訪問調査 ②調査報告書記入演習	講義 330分 演習 150分
(6) 実習を踏まえた調査方法、項目の理解	①調査方法について ②評価項目の理解について ③報告書記入方法について	講義 150分 演習 180分
(7) 研修のまとめ	研修終了後レポート作成	30分
計		1,560分

2 フォローアップ研修 (既に活動している評価調査員に対するカリキュラム)		
講義	内容	時間(分)
(1) 外部評価制度の改正について	①平成 21 年度の外部評価制度の改正について ②介護サービス情報の公表制度と外部評価制度の趣旨及び目的等の理解	講義 90分
(2) 外部評価の課題整理	外部評価の今までの振り返り	演習 30分
(3) 評価項目の内容、理解	①評価項目の改定について ②評価項目の内容	講義 90分
(4) 評価調査員の力量向上に向けて	①事業所との対話方法 (ヒアリング演習) ②外部評価票の記入方法 (記述演習)	演習 90分
(5) 研修のまとめ	筆記試験	30分
計		330分

(様式1)

年 月 日

山形県知事 殿

法人名
所在地
代表者

山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定申請書

地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関として選定を受けたいので、山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領別紙2第6の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

評価調査員養成研修事業を実施する部署の所在地	〒		
担当部署名			
担当者	(役職)	(氏名)	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

添付書類

- (1) 申請者の定款・寄付行為等及び法人登記簿の謄本（過去3か月以内のもの）
- (2) 研修の実施にあたり必要な事項を定めた実施要領等
- (3) 倫理規定（守秘義務に関する規定を含むもの）
- (4) 申請者の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- (5) 申請者の当該年度の事業計画書及び収支予算書

(様式2)

		高支 号
		年 月 日
申請者の名称及び代表者の氏名 様		
山形県知事		
山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定通知書		
年 月 日付で申請のあった、山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関の指定については、審査の結果、次のとおり指定しましたので通知します。		
記		
申請者	法人名	
	所在地	
	代表者職名	
指定年月日		

(様式3)

高文 号
年 月 日

申請者の名称及び代表者の氏名 様

山形県知事

山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった、山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関の指定については、審査の結果、下記の理由により指定しませんので、通知します。

記

指定しない理由

(様式4)

年 月 日

山形県知事 殿

法人名
所在地
代表者

山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定に係る変更届出書

評価調査員養成研修機関の申請事項について変更が生じたので、山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領別紙2第8の規定に基づき、下記のとおり変更内容を届け出ます。

記

① 変更内容

変更事項	変更前	変更後

② 変更時期 年 月 日

③ 変更理由

(様式5)

年 月 日

山形県知事 殿

法人名
所在地
代表者

山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修機関指定廃止届出書

評価調査員養成研修機関の指定について廃止したいので、山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領別紙2第9の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- ① 廃止時期 年 月 日
- ② 廃止理由

(様式7)

年 月 日

山形県知事 殿

法人名
所在地
代表者

山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修に係る研修実績報告書

年 月 日付けで指定養成研修機関として指定を受けた山形県地域密着型サービス外部評価の評価調査員養成研修について、下記のとおり実施いたしましたので報告いたします。

記

- 1 研修の名称
- 2 研修開始年月日
研修終了年月日
- 3 添付書類
 - (1) 研修日時及び課程
 - (2) 研修を行った施設の名称及び所在地
 - (3) 講師の氏名、担当科目
 - (4) 修了者人数
 - (5) 募集案内、配布資料等受講対象者に提示した書類
 - (6) 収支決算書

別紙 3 (略)

別紙 4 (略)

別紙 3 (略)

別紙 4 (略)